



平成19年台風11号及び前線による大雨にかかる災害の被災者の皆様へ 国民年金保険料の納付が困難な場合は お早めに免除申請を

県北部を中心に猛威を振るった記録的な豪雨により、住宅等の財産が損害を受けた場合、損害の程度によっては国民年金保険料の納付義務が免除される場合があります。それにはお住まいの市町村役場に国民年金保険料の免除申請を行う必要があります。

1. 記載方法

「国民年金保険料免除申請書」に氏名等の必要事項を記載し、備考欄に「平成19年台風11号及び前線による大雨にかかる災害」と記載してください。

2. 添付書類

「被害農林漁業者等」の認定を受けた方は市町村長から発行される被害認定書の写しを、それ以外の方は市町村等が交付する罹災証明(原本)を添付してください。

3. 免除承認期間

災害を理由とした免除承認の場合、原則として災害発生日の前月である平成19年8月以降の期間について承認することとなります。

詳しくは、お近くの社会保険事務所またはお住まいの市町村国民年金担当窓口にお問い合わせください。

●大曲社会保険事務所 TEL0187(63)2294/0187(63)2295

●仙北市民課 国保年金係 TEL(43)3307

仙北市の医療費(9月診療分)

●国保

世帯数	6,831戸
被保険者数	14,641人
(老人保健以外)	10,804人
総医療費	16,826万8千円
1人あたり医療費	15,575円

●老人保健

加入者	5,396人
総医療費	28,750万3千円
一人あたり医療費	53,281円

●福祉医療

受給者	3,344人
個人負担への助成額	1,582万1千円
1人あたり助成額	4,731円